

第9回目となる広域避難者支援ミーティング in 東京は、以下を目的として、クローズドミーティングを実施した。

震災から5年を迎えるにあたり、住宅支援や避難に関する様々な支援制度がめまぐるしく動いている状況にある中で、これらの支援の動向について共有し、今後の避難生活を考えるための判断材料を得る機会とする。また、当事者団体同士で課題や取組の工夫などについて情報交換を行う機会とする。

- 1 日時 平成27年7月16日（木）
午後1時30分～4時30分
※その他、5時半～7時半まで
情報交換会を実施した。
（参加者23人）



- 2 場所 全水道会館
〒113-0033
東京都文京区本郷1-4-1
電話 03-3816-4196

- 3 参加者 参加者52名
（当事者団体15名、連絡会17名、オブザーバー18名、話題提供者2名）

4 内容

① 避難者支援に関する様々な制度について

東京都総務局復興支援対策部都内避難者支援課の川崎氏より、都内避難者アンケート調査結果を踏まえながら、東京都の相談拠点事業についての説明を頂いた。その後、「長期避難や移住を考える中で必要となる支援について」意見交換を行った。

<主な意見は次の通り>

- ・飯田橋の相談拠点については、何を相談したらいいかわからない。
- ・どこに何を相談すればいいかわからない。できるだけ気軽に相談したい。
- ・同じ経験をしている人同士でしか相談できない（公的などところではなく）。
- ・相談しても、先が見えない答えしか返ってこない。相談する気力がない。
- ・弁護士等と一緒に読まないといくわからない。賠償に関する弁護士相談はニーズあり。
- ・福祉については、公的機関へ相談する意味があるが、それ以外はみんな諦めている。
- ・個別訪問は明日、明後日にはもう厳しいという人を見つける訪問。1か月先がわからない人は発見されない。そういう人たちがいる。ギリギリになる前の支援が必要。

- ・精神的な問題も個々に異なる。各自が決断するためのアドバイスがほしい。物の支援ではなく、話を聞いてほしい。
- ・悩みを持っている人は、それぞれ方向性が違う。帰還を決めた人や帰還した人の話を聞くことがアドバイスになるかはわからない。
- ・物資の支援ではなく、病気や介護の問題への相談に乗ってほしい。商売しないで国民年金だけではキツイ。ずっと保険料を払ってきたが、生活保護より少ない。今の国の制度では不十分なのではないか。
- ・母子避難者は仮設住宅の供与期間の終了期限が出されてから落ち着かない。移住を検討している人への対応が少ないように感じる。

<東京ボランティア・市民活動センター 所長 山崎のコメント>

・震災から4年以上経過して、支援制度に乗れている人と乗れていない人、サロンに行ける人と行けない人等、それぞれ状況が異なる中で、悩んでいらっしゃる。これからは、支援のアプローチを変えていく必要性が出てきていると感じる。例えば、戸別訪問における、ギリギリの生活状態になる前の対応や、ミニサロンと相談拠点をつなぐ部分での活動等が大切になってくると思う。そこで得られた情報を行政に伝え、新たな施策につなげたり、きめの細かい個々のニーズに即した支援や情報提供を展開したりすることが重要になってくると思う。

② 住宅問題について

福島県からは避難地域復興局避難者支援課の豊田吉彦氏より「仮設住宅の入居延長」について、東京都からは総務局復興支援対策部都内避難者支援課の川崎氏より「福島復興再生特別措置法と子ども被災者支援法による都営住宅への入居緩和」についてそれぞれ報告頂いた。その後、意見交換を行った。 ※岩手県、宮城県については資料にて情報提供を行った。

<主な意見は次の通り>

- ・都営住宅は募集枠が少ない。提供される所にしか申し込めない。
- ・今住んでいるところで既にコミュニティが作られている。今のところに住み続けたい。新しいところへ引っ越したくない。
- ・年齢も考慮してほしい。住宅が当たっても、子どもたちは転校したくないし、受験の問題もある。また、高齢者は病院を変えたくない。
- ・避難によって住環境が変化した。震災前までは3世代同居であったが、いまは別々。一度、別居して自由を経験してしまったら、元には戻れない。また、親は地元に戻りたいと思うが、子世代は帰りたくないと思う。
- ・避難者ばかりを優遇すると、地域の反発を受けることにもなる。避難者の中でも優遇してもらって当たり前と思っている人もいる。
- ・都営住宅に申し込んだが当たらなかった。でも、行動に移すという前向きな考えが大切だ。
- ・供与期間ぎりぎりまで今後どうするか決めるのを待つ人もいる。

<東京ボランティア・市民活動センター 所長 山崎のコメント>

・震災後4年という時間の経過によって、住むという条件が変化してきている。行政ができることは、条件を作ることである。最終的に避難者の方お一人お一人が判断される際に、よりよい判断を下すための条件づくりである。避難者の方それぞれの置かれている状況が変化
する中、‘住まう’という形をつくることが求められていると感じる。

※本プログラムは、タケダ赤い羽根広域避難者支援プログラムの助成を受け、実施しました。

広域避難者支援連絡会 in 東京

(事務局) 東京ボランティア・市民活動センター

担当：加納、高橋、若林

電 話 03-3235-1171 FAX 03-3235-0050

メール kouikihinan@tvac.or.jp

以上